

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年11月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年11月及び同年12月は20万円、19年1月から20年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年12月25日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年11月1日から20年9月1日まで  
② 平成19年12月25日

私は、平成20年8月末にA社を退職した際、B社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、同社が、私の本来の支給額と異なる報酬月額及び賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ていることが分かった。

A社の事業主に問い合わせたところ、「訂正するつもりであったが、忘れていた。必ず近いうちに訂正をする。」旨回答があったが、いまだ記録の訂正が確認できないため、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年11月1日から19年1月1日までの期間及び19年4月1日から20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額について、申立人が保管する給料支払明細書及び源泉徴収票の記録から、申立人は、18年11月及び同年12月は20万円、19年4月から20年8月までは22万円の標準報酬月額に見合う給与が支給され、それに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年1月1日から同年4月1日までの期間

に係る標準報酬月額について、給与振込先指定銀行から提供された申立人に係る普通預金元帳における当該期間の給与振込額は、上記の同年4月分の給料支払明細書で確認できる差引支給額と同額であり、当該期間についても同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと認められることから、当該期間の標準報酬月額は、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、報酬月額算定基礎届及び報酬月額変更届によると、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所に対して行っており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が保管する給料支払明細書(平成19年12月分冬期賞与)により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る賞与支払届によると、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所に対して行っており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から59年9月まで  
② 昭和59年10月から61年3月まで

申立期間①について、私は、昭和45年10月からA社で正社員として勤務しており、58年、59年当時、年収は700万円以上であったはずであるにもかかわらず、ねんきん定期便で通知された同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、かなり低額であるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、私は、A社において、正社員から嘱託社員となった際、給料は減額されたが、厚生年金保険については、従前と同じ保険料額が給料から控除されていたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「ねんきん定期便で通知された標準報酬月額の記録は、当時の年収と比べてかなり低額である。」旨主張し、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、B国民健康保険組合C事務所から提供された申立人に係る「第一種組合員台帳」において記録がある昭和53年10月1日以降の基準報酬等級に見合う基準報酬月額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と一致している上、同被保険者原票において、標準報酬月額の訂正が行われた事跡は見当たらない。

また、A社は、「申立人に係る資料を保管していない。」旨回答しており、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、「昭和58年、59年頃、A社での年収は700万円以上であり、賞与は年2回、各4か月分ぐらいの額が支給されていた。」旨供述しているところ、オンライン記録の標準報酬月額から試算される年収額に申立人が供述している賞与支給相当額を加えると、申立人が記憶する年収額（700万円

以上)と、ほぼ一致する上、申立人が記憶する同僚のオンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額、申立人とほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚と比べて低いという事情は見受けられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「定年で正社員から嘱託社員となった際、給料は減額されたが、厚生年金保険については、正社員の時と同じ保険料額で加入してくれると会社から聞いていた。」旨主張し、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、B国民健康保険組合C事務所から提供された申立人に係る「第一種組合員台帳」において記録されている申立期間②における基準報酬等級に見合う基準報酬月額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と一致している上、同被保険者原票において、標準報酬月額の訂正が行われた事跡は見当たらない。

また、A社は、「申立人に係る資料を保管していない。」旨回答しており、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額については、申立人が主張する定年時(昭和58年\*月、57歳)から1年8か月後の昭和59年\*月(59歳到達年度)の定時決定において、38万円から32万円に減額(3等級)となっていることが確認できることから、申立人同様、59歳到達年度以後に標準報酬月額が前年より3等級以上減額されている同僚の記録が複数見受けられる。

加えて、上記の同僚のうち、連絡が取れた3人は、いずれも給与明細書を保管しておらず、自身が正社員から嘱託社員に身分変更となり給料の減額があったことは記憶しているものの、当時の自身の厚生年金保険料控除の状況については、記憶が定かではないことから、申立人が主張する保険料控除の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 35 年 11 月までの間のうち 3 か月  
間

私は、昭和 34 年 9 月から 35 年 11 月までの間のうち 3 か月間、A 社 B 事業所で期間工として C 業務で勤務したが、この期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 事業所で期間工として勤務したと申し立てている。

しかしながら、A 社 B 事業所は、「期間工についての名簿は保管していない。保管している社員名簿に申立人の氏名は確認できず、申立人の雇用については不明である。」旨回答している。

また、当時の同僚は、「A 社 B 事業所の期間工とは、試用期間中の工員のことであった。」旨供述しているところ、A 社 B 事業所は、「期間工から社員登用された者が、登用時より厚生年金保険の資格を取得した記録はある。しかし、期間工であった者は、厚生年金保険の資格を取得させていなかった。」旨回答している。

さらに、申立人が同僚として姓のみを記憶している班長について、A 社 B 事業所へ照会したところ、同一の姓の同僚が一人確認できたが、当該同僚の供述によると、当該同僚は、申立人が記憶している班長ではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年1月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月12日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成8年1月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年11月12日まで

私の「厚生年金加入記録のお知らせ」で通知されたA社における標準報酬月額の記録のうち、平成7年10月から同年12月までの標準報酬月額が20万円、8年1月から同年5月までの標準報酬月額が11万円、同年6月から同年10月までの標準報酬月額が15万円となっているが、毎月の報酬は30万円であった。

私は、平成8年11月12日にA社が厚生年金保険及び健康保険の適用事業所でなくなった後、健康保険の任意継続被保険者となったが、毎月、社会保険事務所（当時）に支払っていた当該保険料は標準報酬月額30万円に見合う額であったと記憶しているので、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、7年10月の定時決定において20万円、8年10月1日から同年11月12日までの期間に係る標準報酬月額については、同年10月の定時決定により15万円と記録されていることが確認できる。

このことについて、申立人は、「申立期間当時の報酬は月額30万円であり、報酬が下がったことは無い。資格喪失後に加入した健康保険の任意継続の保険料額は、標準報酬月額30万円に見合う額であったと記憶している。」旨申し立てている。

しかしながら、全国健康保険協会からの回答によると、申立人の任意継続被保険者期間における標準報酬月額は15万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年1月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月12日まで期間に係る標準報酬月額について、減額訂正された記録は無い。

さらに、A社に係る商業登記簿において、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、「A社に係る書類は保管していない。」旨供述しているとともに、申立期間当時、同社の社会保険に係る事務を受託していた社会保険労務士事務所は、「A社に係る当時の書類は保管していない。」旨回答していることから、申立人に係る報酬月額、厚生年金保険料控除額及び同納付額について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年1月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月12日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年1月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月12日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年1月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月12日まで期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、「A社の代表者印は代表取締役である自身が管理し、社会保険事務についての決裁権も自身が有していた。」旨供述しており、特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間のうち、平成8年1月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年11月12日）の後の同年12月6日付けで、同年1月から同年5月までは11万円、同年6月から同年9月までは15万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、申立期間において、A社の代表取締役であった申立人は、「申立期間当時、社会保険料の滞納は無く、納付が遅れることはあっても1か月程度であった。」旨供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社の社会保険料の納付方法は、

金融機関の預金口座における口座振替であったとする記録が確認でき、平成6年1月から9年12月までの当該預金口座の入出金記録について調査したところ、当該預金口座において、5年12月分、6年1月分、同年2月分、同年4月分、同年5月分、同年9月分及び7年6月分以外の社会保険料については口座振替が行われた記録が確認できないことから、申立期間当時、同社は社会保険料を遅れて納付していたことがうかがえる。

また、申立人は、「A社の代表者印は代表取締役である自身が管理し、社会保険事務についての決裁権も自身が有していた。」旨供述していることから、申立人が当該遡及訂正について全く関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成8年1月1日から同年10月1日までの期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。